

別表第1（第9条関係）

- 1．採石法（昭和25年法律第291号）第33条に基づく許可
- 2．道路法（昭和27年法律第180号）第24条の承認に係る道路に関する工事又は同法第91条第1項の許可
- 3．地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の規定に基づく許可
- 4．河川法（昭和39年法律第167号）第20条の規定に基づく承認又は同法第24条第26条第1項、第27条第1項若しくは第55条第1項の規定に基づく許可
- 5．砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づく認可
- 6．急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく許可
- 7．宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定に基づく許可（同法第11条の許可があったものとみなされる場合を含む。）
- 8．都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の規定に基づく許可
- 9．廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物の最終処分場又は同法第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物の最終処分場の設置の許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第95号）附則第4条第1項又は同法附則第5条第1項の規定により 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項、第15条第1項又は第15条の2の4第1項の許可を受けたものとみなされるものを含む。）
- 10．農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の規定に基づく許可
- 11．大阪府砂防指定地管理条例（平成15年大阪府条例第7号）第4条第1項の規定に基づく許可

別表第 2（第 1 2 条関係）

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図及び周辺の見取図	方位，土砂等の埋立て区域の位置及び区域，道路並びに目標となる土地及び建物等（駅，停車場，公共建物，河川湖沼等）	10,000 分の 1	
土砂等の搬入経路図	幹線道路（国道，府道）	10,000 分の 1 以上 2,500 分の 1 以下	
土砂等埋立て等の現況及び完了時の平面図	方位，埋立て区域内及び隣接地の町の名称並びに土地の地番及び形状，埋立て区域の境界線，埋立て区域の境界を示す杭の位置，盛土及び切土に伴う法面の位置，擁壁の位置，排水施設の位置並びに沈砂池その他災害の発生を防止するための施設の設置	500 分の 1 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・等高線は 2 m の標高差を示すものであること。 ・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。
土砂等埋立て等の現況及び完了時の断面図	土砂等埋立て等の高さ及び勾配，土砂等による埋立て等を行う前後の地盤面，盛土若しくは切土又は擁壁の丁張の位置，排水施設の位置並びに沈砂地その他災害の発生を防止するための施設の設置	縦断面 縦 200 分の 1 以上 横 500 分の 1 以上 横断面 200 分の 1 以上	
現況及び計画排水施設の平面図	排水施設の位置，規模，勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	500 分の 1 以上	
現況及び計画排水施設の断面図	排水施設の種類，材料及び内法寸法	50 分の 1 以上	
擁壁を用いる場合にあっては擁壁の断面図及び背面図	擁壁の寸法及び勾配，擁壁の材料の種類及び寸法，裏込コンクリートの寸法，鉄筋の位置及び寸法，透水層の位置及び寸法，擁壁を設置する前後の地盤面並びに基礎地盤の工質及び基礎杭の位置，材料及び寸法， 抜穴の位置，材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	50 分の 1 以上	

土砂等の崩落又は流出を防止する施設及び災害を防止する施設の立面図又は断面図	施設の種類，材料，形状，寸法及び勾配	50 分の 1 以上	
土砂等による埋立て区域及び土砂等の埋立て等を行う土地の区域の測量図	方位，土地の地番及び形状	500 分の 1 以上	座標管理により、復元可能であること

別表第3（第15条関係）

埋立て等の構造上の基準

埋立て等の方法は、次に定めるとおりとする。

- 1．土砂等による埋立て等を行う土地の区域の地盤が軟弱である場合には、当該地盤の沈下又は隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。
- 2．切土をした後の地盤にすべりやすい土質層があるときは、その地盤にすべりが生じないように杭打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
また、土砂等埋立区域内に搬入される土砂等については、国土交通省の通達による「発生土利用基準」に基づく土砂とすること。
- 3．著しく傾斜をしている土地において、埋立て等を施工する場合にあっては、埋立て等を施工する前の地盤と埋立て等に用いる土砂等との接する面がすべり面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- 4．土砂等埋立て等完了後の地盤に、ゆるみ又は崩壊が生じないように原則として直高30センチメートルごとに十分な敷き均し、締め固めその他の措置が講じられていること。
- 5．埋立て等に係る工事の施工の工程が、埋立て区域外への土砂の崩落、流出その他の災害が発生しないような順序となっていること。

・工事の順序

工事の順序としては、洪水調整池、沈砂池、流末処理排水路、砂防堰堤、土留工等の防災工事を先行し、埋立て等の工事は下流に対する安全を確認できたうえ、実施するものとする。

工事の施工は、雨期を極力避けるものとし、やむを得ず雨期に施工する場合は防災対策に十分留意するものとする。

施工にあたっては、全区域にわたって着手せず、適当な面積若しくは流域単位で工区割を行い、災害防止に努めること。

- 6．埋立て工事期間中、埋立て区域を明確に表示するための杭及び丁張が設置されていること。

別表第4（第15条関係）

施設の基準

盛土を行う場合の埋立て事業区域に設置する排水施設その他の土砂の崩落、流出その他の災害の発生を防止する施設の基準は、次に定めるとおりとする。

1. 排水施設

- (1) 埋立て事業区域内の雨水その他の地表水を排除することができるように必要な排水施設（埋立て等に係る工事を行っている間の排水施設を含む。）が設置されていること。
- (2) (1)の排水施設は、その管きよの勾配及び断面積が、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるようなものであること。
- (3) 在来地盤に湧水箇所がある場合には、透水性のよい材料で排水層を設け盛土内に滞水を生じないよう確実に排除するための暗きよ排水施設等の設置、その他の必要な措置が講じられていること。
- (4) 排水施設の構造は、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第8条第2号、第3号及び第8号から第10号までの規定に適合していること。
- (5) 下水道、排水路、河川その他の放流先の排水能力に応じて必要がある場合は、埋立て事業区域内において一時雨水を貯留する調整池（埋立て等に係る工事を行っている間の調整池を含む。）その他の施設が設置されていること。

2. その他の施設

- (1) 埋立て等に係る工事を行っている間、必要に応じて沈砂池その他埋立て等に係る工事に用いた土砂等の埋立て事業区域以外の区域への流出を防止する施設が設置されていること。

3. 擁壁

- (1) 擁壁を設置する場合の擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合すること。
- (2) 盛土の法面を擁壁で覆わないときは、石張り、芝張り、樹木の植栽、モルタルの吹付け等により、風化その他の侵食に対して保護されていること。

4. 法面

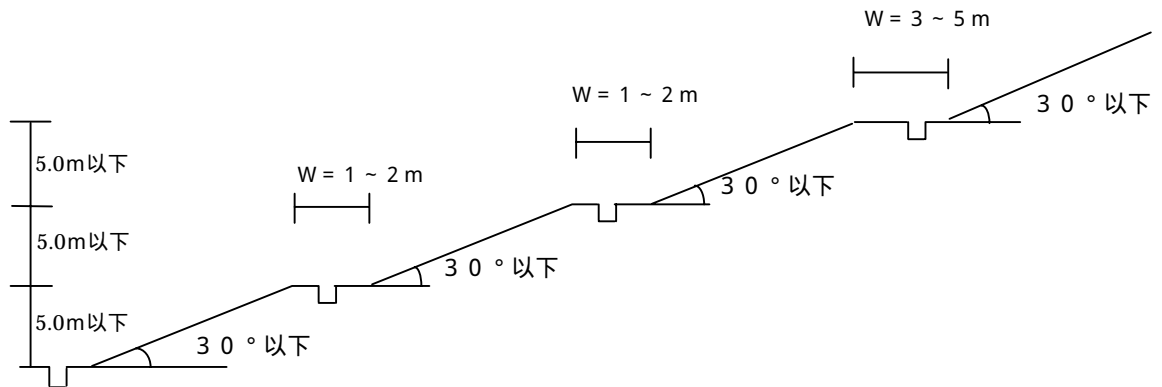
- (1) 盛土の法面の勾配は、次の表に定めるものであること。

盛土	法面の勾配
5メートル以上15メートル未満	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配
15メートル以上	垂直1メートルに対する水平距離が2.0メートル以上の勾配で盛土の安定計算を行うこと

- (2) (1)の盛土の安定計算は、すべり面を仮定した分割法によるものとし、最小安全率が1.5以上となっていること。

勾配及び小段の例

(盛土高)



盛土高の高さは原則として最高15mまでとし、直高5m毎に幅1m以上の小段を設置するものとする。

盛土材料が粘着性に乏しい礫、砂などである場合は、法面が降雨による侵食を受けやすいので、排水勾配を下段の法面と反対方向に2~5%程度の下り勾配を付けて施工し、排水溝を設置するなどの法面の保護に配慮すること。

全体の盛土の高さが15メートルを超える場合は、高さ15メートルごとに3.0メートル~5.0メートル以上の幅広の小段が設けられていること。

別表第5（第15条関係）

<p>土地の埋立等の施工管理体制</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1．土地の埋立等を施工するために必要な能力を持った施工管理者が常駐していること。 2．土地の埋立等の施工中の事故に係る関係者及び関係行政機関との連絡体制を整備するとともに、その内容を作業従事者等に十分周知徹底すること。 3．埋立て等区域に人がみだりに立ち入ることを防止するためのさくを設けること。 4．埋立て事業区域への出入口は、原則として1箇所とし、作業終了後は施錠すること。 5．埋立て事業区域への搬入は、原則として、日曜日、祝日及び年末年始を除く日の午前9時から午後5時までとする。
<p>粉じん飛散及び雨水等の流出の防止対策</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1．粉じんについては、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）の一般粉じん発生施設の管理に関する規制基準を遵守すること。 2．搬入経路における粉じん対策を十分に講じること。 3．埋立て区域内の雨水等が適切に排水される設備を設けること。 4．埋立て事業区域内へ外部からの雨水等が流入するのを防止できる開渠その他の設備が設けられていること。また、埋立て事業区域内から外部へ雨水等が流出し、隣接地に雨水等が滞水するおそれがある場合には、これを常時排水できる設備を設けること。 5．下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排水能力に応じて必要がある場合は、一時雨水等を貯留する調整池その他の施設を設置すること。
<p>騒音及び振動の防止対策</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1．騒音については、騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）に規定する規制基準を遵守すること。 2．振動に係る規制基準については、振動規制法（昭和51年法律第64号）及び大阪府生活環境の保全等に関する条例を遵守すること。
<p>交通安全対策</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1．道路に進入路を取り付ける場合には、道路管理者と協議の上、その指示に従うこと。 2．土砂等の搬出に伴う埋立て区域からの土砂等の撒き出し等を防止し、他の交通の妨げとならないようにすること。 3．搬入経路が通学路に当たるときは、教育委員会と協議の上、登下校時間帯の搬入車両の通行禁止等の必要な措置を講ずること。 4．他の交通に支障があると予想される場合は、交通誘導員の配置や安全施設の設置等の措置を講ずること。
<p>その他生活環境の保全及び災害の防止対策</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1．埋立て事業区域の周辺の地域の住民の健康及び財産に係る被害を生ずることがないように必要な措置を講ずること。 2．埋立て事業区域の周辺の地域の公共物、工作物、樹木及び地下水に影響を及ぼし、又は機能を阻害させないこと。また、必要に応じて事前調査等を行うこと。

	3．埋立て事業区域と隣接地との距離は、隣地境界から1.5メートル以上の保安距離をとること。
その他	1．その他市長が必要と認める条件を遵守すること。

別表第6（第29条関係）

調査頻度、調査地点数

土砂等の埋立て等の許可に係る土地の区域の面積	調査頻度	調査地点数
3,000㎡以上	着手前、中間時、完了時	3,000㎡ごとに1地点以上
3,000㎡未満	完了又は廃止のとき	1地点以上

別表第7（第31条関係）

土壤汚染に係る環境基準（平成3年8月23日 環境庁告示第46号）

項目	目標値	対象地域
カドミウム	検液 1l につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 1mg 未満であること	全域
全 シ ア ン	検液中に検出されないこと	
有 機 リ ン	検液中に検出されないこと	
鉛	検液 1l につき 0.01mg 以下であること	
六 価 ク ロ ム	検液 1l につき 0.05mg 以下であること	
砒 素	検液 1l につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること	
総 水 銀	検液 1l につき 0.0005mg 以下であること	
ア ル キ ル 水 銀	検液中に検出されないこと	
P C B	検液中に検出されないこと	
銅	農用地(田に限る)においては、土壌 1 kg につき 125mg であること	
ジ ク ロ ロ メ タ ン	検液 1l につき 0.02mg 以下であること	
四 塩 化 炭 素	検液 1l につき 0.002mg 以下であること	
1, 2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン	検液 1l につき 0.004mg 以下であること	
1, 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	検液 1l につき 0.02mg 以下であること	
シ ス 1, 2 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	検液 1l につき 0.04mg 以下であること	
1, 1, 1 - ト リ ク ロ ロ エ タ ン	検液 1l につき 1mg 以下であること	
1, 1, 2 ト リ ク ロ ロ エ タ ン	検液 1l につき 0.006mg 以下であること	
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	検液 1l につき 0.03mg 以下であること	
テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	検液 1l につき 0.01mg 以下であること	
1, 3 - ジ ク ロ ロ プ ロ ペ ン	検液 1l につき 0.002mg 以下であること	
チ ウ ラ ム	検液 1l につき 0.006mg 以下であること	
シ マ ジ ン	検液 1l につき 0.003mg 以下であること	
チ オ ベ ン カ ル プ	検液 1l につき 0.02mg 以下であること	
ベ ン ゼ ン	検液 1l につき 0.01mg 以下であること	
セ レ ン	検液 1l につき 0.01mg 以下であること	
ふ っ 素	検液 1l につき 0.8mg 以下であること	
ほ う 素	検液 1l につき 1mg 以下であること	

- 1 検液とは土壌(重量)の10倍の水(容量)で測定物質を溶出させ、ろ過したものをいう。
- 2 汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び廃棄物の埋立地その他の場所であって外部から適切に区分されている施設に係る土壌については適用しない。

別表第 8 (第 3 1 条関係)

水質汚濁に係る環境基準

項 目	目 標 値	対象水域
カ ド ミ ウ ム	0.01mg / l 以下	全 公 共 用 水 域
全 シ ア ン	検出されないこと	
鉛	0.01mg / l 以下	
六 価 ク ロ ム	0.05mg / l 以下	
砒 素	0.01mg / l 以下	
総 水 銀	0.0005mg / l 以下	
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと	
P C B	検出されないこと	
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02mg / l 以下	
四 塩 化 炭 素	0.002mg / l 以下	
1, 2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン	0.004mg / l 以下	
1, 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.02mg / l 以下	
シ ス - 1, 2 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.04mg / l 以下	
1, 1, 1 - ト リ ク ロ ロ エ タ ン	1mg / l 以下	
1, 1, 2 - ト リ ク ロ ロ エ タ ン	0.006mg / l 以下	
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.03mg / l 以下	
テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.01mg / l 以下	
1, 3 - ジ ク ロ ロ プ ロ ペ ン	0.002mg / l 以下	
チ ウ ラ ム	0.006mg / l 以下	
シ マ ジ ン	0.003mg / l 以下	
チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02mg / l 以下	
ベ ン ゼ ン	0.01mg / l 以下	
セ レ ン	0.01mg / l 以下	
硝 酸 性 窒 素 及 び 亜 硝 酸 性 窒 素	10mg / l 以下	
ふ っ 素	0.8mg / l 以下	
ほ う 素	1mg / l 以下	
ダ イ オ キ シ ン	1pg-TEQ / l 以下	

- (注) 1 目標値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。また、アルキル水銀及びPCBについては、「検出されないこと」をもって基準値とされているので、同一測定点における年間のすべての検体の測定値が不検出であることをもって目標達成と判断する。さらに総水銀に係る評価方法は(注) 4のとおり。
- 2 「検出されないこと」とは、定量限界未満をいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 総水銀についての目標の適否の判定は、年間の測定値が0.0005mg / lを超える検体数が調査対象検体の37%以上である場合を不適とする。(昭和49年12月23日付け環水管第182号)